



丹篠財第111号
令和6年5月24日

丹波篠山市議会議長 上田英樹様

丹波篠山市長 酒井隆明



放棄した債権の報告について

丹波篠山市債権管理条例第9条の規定に基づき、令和5年度に放棄した債権について、同条例第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

番号	債権の名称	放棄した債権の額	件数	放棄した事由	債権の所管部署名
1	篠山口駅自転車 駐車場定期利用 使用料	15,000円	10件 (1人)	消滅時効完成 1号事由	まちづくり部 地域整備課
2	水道料金	601,227円	132件 (21人)	居所不明 4号事由	上下水道部 経営企画課
3	住宅新築資金等 貸付償還金	4,184,043円	1件 (1人)	居所不明 4号事由	市民生活部 人権推進課
	計	4,800,270円	143件 (23人)		

債権管理条例に基づく債権放棄案件報告書

(別紙様式)

1号事由 当該市の債権につき消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該市の債権について一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があると認められるときを除く。）。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
1	篠山口駅自転車駐車場定期利用使用料	15,000 円	まちづくり部 地域整備課	10 件 (1 人)
経緯	債務者が住民登録上の住所に居住しておらず真の居所が不明であったことにより、消滅時効が完成するまで債権を取立てることができなかったため。			

4号事由 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
2	水道料金	601,227 円	上下水道部 経営企画課	132 件 (21 人)
経緯	居所調査の結果、債務者が居所不明であったこと及び債務者が死亡し、その相続人について調査した結果、相続人が不存在であったため。			
3	住宅新築資金等貸付償還金	4,184,043 円	市民生活部 人権推進課	1 件 (1 人)
経緯	主債務者及び連帯保証人が死亡し、その相続人 5 人のうち 3 人が相続放棄、1 人が生活保護受給、1 人が死亡しており、当該住宅は売買により所有権移転済。回収の見込みがないため。			